

デビットサービス規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします [下線部を追加・変更・削除]

改定前	改訂後
<p>第 5 条（カードの管理等）</p> <p>1.当社は、お客さまに対し、当社が発行するカードを貸与します。</p> <p><u>2.お客さまは、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u></p> <p><u>3.カード上</u>にはお客さまのおなまえ、デビット番号（カードごとに定められた 16 桁の番号をいいます。）、カードの有効期限等（以下「カード情報」と総称します。）が表示されています。カードは<u>カード上</u>に表示されたお客さま本人以外は使用できません。</p> <p><u>4.</u>カードの所有権は当社にあります。お客さまは、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、お客さまは、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>第 5 条（カードの管理等）</p> <p>1.当社は、お客さまに対し、当社が発行するカードを貸与します。</p> <p><u>2.カード</u>にはお客さまのおなまえ、デビット番号（カードごとに定められた 16 桁の番号をいいます。）、カードの有効期限等（以下「カード情報」と総称します。）が表示されています。カードは<u>カード</u>に表示されたお客さま本人以外は使用できません。</p> <p><u>3.</u>カードの所有権は当社にあります。お客さまは、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、お客さまは、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>
<p>第 7 条（カードの有効期限）</p> <p>1.カードの有効期限は、<u>カード上</u>に表示された年月の末日までとします。</p> <p>2.当社は、当社が引続き本サービスの利用を認めるお客さまに対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。この場合、従来利用していたカードの取扱いについ</p>	<p>第 7 条（カードの有効期限）</p> <p>1.カードの有効期限は、<u>カード</u>に表示された年月の末日までとします。</p> <p>2.当社は、当社が引続き本サービスの利用を認めるお客さまに対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。この場合、従来利用していたカードの取扱いについ</p>

ては当社の指示に従うものとし、これを怠ったことによりお客さまに損害等が生じたとしても、これについて当社は何らの責任も負わないものとします。

3.お客さまによるデビット取引のご利用が当社所定の期間中に一度もないなど、当社が引続きのご利用を不相当と判断した場合、当社は更新カードを発行しないことがあります。この場合、カードの有効期限が経過した後、当該カードのデビット機能はご利用できなくなります。キャッシュカード機能は引き続きご利用いただけます。

4.有効期限内におけるお客さまのデビット取引については、有効期限経過後においても本規定を適用するものとします。

第 20 条 (デビットショッピングの利用)

1.お客さまは、JCB カードの取扱加盟店 (以下「加盟店」といいます。) にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第 22 条第 1 項の要件が満たされた場合に、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます (以下「デビットショッピング利用」といいます。)。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができます。ただし、加盟店のうち、当社または JCB が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができない、または一定の制限がかかります。

ては当社の指示に従うものとし、これを怠ったことによりお客さまに損害等が生じたとしても、これについて当社は何らの責任も負わないものとします。

3.お客さまによるデビット取引のご利用が当社所定の期間中に一度もないなど、当社が引続きのご利用を不相当と判断した場合、当社は更新カードを発行しないことがあります。この場合、カードの有効期限が経過した後、当該カードのデビット機能はご利用できなくなります。キャッシュカード機能は引き続きご利用いただけます。

4.有効期限内におけるお客さまのデビット取引については、有効期限経過後においても本規定を適用するものとします。

第 20 条 (デビットショッピングの利用)

1.お客さまは、JCB カードの取扱加盟店 (以下「加盟店」といいます。) にカードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票に署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第 22 条第 1 項の要件が満たされた場合に、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます (以下「デビットショッピング利用」といいます。)。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができます。ただし、加盟店のうち、当社または JCB が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利

2.通信販売や自動精算機等による非対面取引きその他当社またはJCB が特に認めた取引きについては、お客さまはカード情報をオンライン上で送信する方法により、または当該方法に加えてカード裏面の署名欄に印字された番号（以下「セキュリティコード」といいます。）もしくはJ/Secure (TM) パスワード（「MyJCB 利用者規定（セブン銀行用）」第5条第1項に定める意味を有するものとします。）を送信する方法により、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

3.当社またはJCB が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引きについては、予めお客さまが加盟店との間で合意している場合には、お客さまは、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後に利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4.通信料金等当社またはJCB 所定の継続的役務については、お客さまがカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます（この場合の加盟店を「登録型加盟店」といいます。）。お客さまは、登録型加盟店に登録したカード情報に変更があった場合および本サービスの解約等に至った場合、登録型加盟店に当該変更または解約等を通知するものとします。なお、お客さまは、当社またはJCB がお客さまに代わって当該変更または解約等の情報を登録型加盟店に対し通知する場合がありますこと

用ができない、または一定の制限がかかります。

2.通信販売や自動精算機等による非対面取引きその他当社またはJCB が特に認めた取引きについては、お客さまはカード情報をオンライン上で送信する方法により、または当該方法に加えてカード裏面に印字された番号（以下「セキュリティコード」といいます。）もしくはJ/Secure (TM) パスワード（「MyJCB 利用者規定（セブン銀行用）」第5条第1項に定める意味を有するものとします。）を送信する方法により、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

3.当社またはJCB が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引きについては、予めお客さまが加盟店との間で合意している場合には、お客さまは、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後に利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4.通信料金等当社またはJCB 所定の継続的役務については、お客さまがカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます（この場合の加盟店を「登録型加盟店」といいます。）。お客さまは、登録型加盟店に登録したカード情報に変更があった場合および本サービスの解約等に至った場合、登録型加盟店に当該変更または解約等を通知するものとします。なお、お客さまは、当社またはJCB がお客さまに代わって当該変更

を予め承認するものとします。また、お客さまは、解約等の通知がなされた後であっても、当該登録型加盟店におけるデビットショッピング利用について第 28 条第 1 項および第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。また、お客さまの預金口座の残高不足等により第 22 条第 2 項に基づくデビット取引が当社所定の回数を連続して成立しなかった場合、当社または JCB は、お客さまに対して通知することなく、登録型加盟店に対し、お客さまが登録したデビット番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がデビット番号等の登録を解除する場合があることをお客さまは予め承認するものとします。

5.お客さまのデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき JCB を通じて当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとる場合があります。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または当該加盟店を通じてお客さま本人の利用であることを確認すること

(2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社においてお客さまのおなまえ・住所・電話番号・デビット番号等により、お客さまが

または解約等の情報を登録型加盟店に対し通知する場合があることを予め承認するものとします。また、お客さまは、解約等の通知がなされた後であっても、当該登録型加盟店におけるデビットショッピング利用について第 28 条第 1 項および第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。また、お客さまの預金口座の残高不足等により第 22 条第 2 項に基づくデビット取引が当社所定の回数を連続して成立しなかった場合、当社または JCB は、お客さまに対して通知することなく、登録型加盟店に対し、お客さまが登録したデビット番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がデビット番号等の登録を解除する場合があることをお客さまは予め承認するものとします。

5.お客さまのデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき JCB を通じて当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとる場合があります。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または当該加盟店を通じてお客さま本人の利用であることを確認すること

(2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社においてお客さ

当該加盟店に届出した情報とお客さまが当社に届出した情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を保留またはおことわりすること

(4) デビットショッピング利用に際して、お客さまがセキュリティコードまたは J/Secure (TM) パスワードを複数回連続して誤った場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を一定期間制限すること

(5) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引に際して、カードの第三者による不正利用を防止するため、「デビットサービス個人情報取扱同意書」に定めるオンライン取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行い、その結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社はお客さまの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります

7.当社は、第 24 条に定めるお客さまの当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他お客さまの当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、お客さまの信用状況等によりデビットショッピング利用が適当でないとして判断した場合には、デビットショッピング利用をおことわりする

まのおなまえ・住所・電話番号・デビット番号等により、お客さまが当該加盟店に届出した情報とお客さまが当社に届出した情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を保留またはおことわりすること

(4) デビットショッピング利用に際して、お客さまがセキュリティコードまたは J/Secure (TM) パスワードを複数回連続して誤った場合、お客さまへの事前通知なしにカードの利用を一定期間制限すること

(5) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引に際して、カードの第三者による不正利用を防止するため、「デビットサービス個人情報取扱同意書」に定めるオンライン取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行い、その結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社はお客さまの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります

7.当社は、第 24 条に定めるお客さまの当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他お客さまの当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、お客さまの信用状況等によりデビットショッピング利用が適当でない

ことがあります。

8.お客さまは、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」といいます。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

(1) 商品・権利の購入または役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価をカードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

(2) 加盟店で商品・権利等を購入し、その対価をカードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

9.貴金属、金券類（ギフトカードや回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 19 条に定める利用限度額の範囲内であったとしても、お客さまのデビットショッピング利用が制限される場合があります。

10.お客さまは、当社または JCB が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピング利用ができません。なお、当社または JCB が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

と判断した場合には、デビットショッピング利用をおことわりすることがあります。

8.お客さまは、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」といいます。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

(1) 商品・権利の購入または役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価をカードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

(2) 加盟店で商品・権利等を購入し、その対価をカードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

9.貴金属、金券類（ギフトカードや回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 19 条に定める利用限度額の範囲内であったとしても、お客さまのデビットショッピング利用が制限される場合があります。

10.お客さまは、当社または JCB が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピング利用ができません。なお、当社または JCB が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。